

習志野市小規模保育事業実施要領

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 設備の基準（第 4 条）
- 第 3 章 認可（第 5 条－第 9 条）
- 第 4 章 定員（第 10 条）
- 第 5 章 職員（第 11 条－第 14 条）
- 第 6 章 保育内容等（第 15 条－第 18 条）
- 第 7 章 事業の利用開始（第 19 条－第 21 条）
- 第 8 章 衛生管理等及び食事（第 22 条－第 27 条）
- 第 9 章 連携施設（第 28 条－第 30 条）
- 第 10 章 実施事業者の遵守事項（第 31 条－第 50 条）
- 第 11 章 費用等（第 51 条－第 55 条）
- 第 12 章 雑則（第 56 条－第 58 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要領は、小規模保育事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業をいう。以下同じ。）のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）第 27 条において区分する小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型を、市が法第 34 条の 15 第 2 項により認可（以下「認可」という。）するにあたり、省令及び習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（認可の方針）

第 2 条 市長は、次条第 1 項の事業実施者として認可を受けようとする者から認可の申請があったときは、法第 34 条の 15 第 3 項及び第 5 項ただし書の規定並びに習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 17 号）の規定に基づき、習志野市子ども・子育て支援事業計画において定める必要量と確保方策に定めるもののほか、人口数、就学前児童

数、地域的な現状及び動向分析のもとに、将来の保育需要の推計を行い、その設置の必要性を判断して認可するものとする。

(事業実施者)

第3条 小規模保育事業は、社会的信望を有するとともに、事業実施に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がなく、小規模保育事業を運営するために必要な経営基盤を有し、次のいずれかに該当する法人で、第5条の規定により市長の認可を受けたもの(以下「事業実施者」という。)が実施する。

(1) 法第35条第4項の認可を得て保育所を運営している法人

(2) 習志野市民間保育施設入所児童助成金の対象となっている民間保育施設を運営している法人

(3) 既に家庭的保育事業(法第6条の3第9項の家庭的保育事業をいう。)、小規模保育事業又は事業所内保育事業(法第6条の3第12項の事業所内保育事業をいう。)を実施している法人

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が小規模保育事業を運営するに当たり、社会的信望及び児童福祉事業に熱意のある事業者と認める法人

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、小規模保育事業を実施することができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人

(2) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等である法人

第2章 設備の基準

(事業所の設備基準)

第4条 小規模保育事業は、事業実施者が所有し、又は賃借する建物において実施するものとする。

2 小規模保育事業には、次の区分を設ける。

(1) 小規模保育事業A型 保育に従事する職員が全員保育士であるもの

(2) 小規模保育事業B型 保育に従事する職員のうち、保育士が2分の1以上であるもの

3 小規模保育事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）は、次に掲げる基準を満たしていなければならない。

(1) 乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室を有すること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、0歳児又は1歳児1人当たり3.3㎡以上であり、保育室又は遊戯室の面積は、2歳児1人当たり1.98㎡以上であること。

(3) 前2号の場合において、必要面積は、それぞれの壁芯からではなく、有効内法面積で確保し、固定式又は大型の家具については床面積から控除すること。

(4) 発育や発達の状況に十分に配慮し、乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室を独立の室とすること。ただし、やむを得ず独立の室にできない場合は、明確な段差、ベビー・フェンス等で区画すること。

(5) 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室（以下「保育室等」という。）には、保育に必要な用具（年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居等をいう。）を備えるものとし、大型遊具を備える場合は、事故防止のため安全性の確認を常に行うこと。

(6) 原則として、乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(7) 保育室等は、原則として1階に設けること。ただし、やむを得ず2階以上に保育室等を設ける場合は、省令第28条第7号（省令第32条において準用する場合を含む。）に基づき、次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育室等を2階に設ける場合

1	建物構造	耐火建築物又は準耐火建築物であること。
2	階段 常用	屋内階段又は屋外階段のうち1つ以上設けられていること。
	避難用	以下のうち、1つ以上設けられていること。 ① 屋内避難階段又は屋内特別避難階段

		② 待避上有効なバルコニー ③ 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる施設 ④ 屋外階段
3	転落防止	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

イ 保育室等を3階に設ける場合

1	建物構造	耐火建築物又は準耐火建築物であること。
2	階段 常用	屋内避難階段、屋内特別避難階段又は屋外階段のうち1つ以上設けられていること。
	避難用	以下のうち、1つ以上設けられていること。 ① 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 ② 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段

ウ 保育室等を4階以上に設ける場合

1	建物構造	耐火建築物又は準耐火建築物であること。
2	階段 常用	屋内避難階段、屋内特別避難階段又は屋外避難階段のうち1つ以上設けられていること。
	避難用	以下のうち、1つ以上設けられていること。 ① 屋内避難階段又は屋内特別避難階段 ただし、屋内避難階段を設けるときは、当該階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 ② 耐火構造の屋外傾斜路 ③ 屋外避難階段

なお、保育室等を3階以上に設置する場合は、イ及びウに定めるもののほか以下に掲げる事項を満たすこと。

1 階段までの距離	常用・避難用の設備等は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から歩行距離が30m以下となるように設けられていること。
2 その他	<p>① 調理設備と調理設備以外の部分を耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区別すること。また、換気、暖房又は冷房の設備の貫通する風道がある場合は、防火上有効なダンパーが設けられていること。ただし、調理設備が、以下に掲げる要件のいずれかに該当する場合は除く。</p> <p>I スプリンクラー設備等の自動式の消火設備</p> <p>II 調理器具に応じて有効な自動消火装置が設けられかつ、外部への必要な延焼防止措置が取られていること。</p> <p>② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>③ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、転落事故の防止設備が設けられていること。</p> <p>④ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>⑤ カーテン、敷物、建具等で可燃性の物について防火処理が施されていること。</p>

(8) 消防署等の指導に従い、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

(9) 2歳児1人当たり3.3㎡以上の屋外遊戯場を有すること。ただし、屋外遊戯場を同一敷地内に設けることが困難なときは、事業所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されている公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場の代わりにすることができる。

(10) 事業を実施しようとする建物については、建築確認済証及び検査済証の提出が可能であること。

(11) 事業を実施しようとする建物については、「建築物の耐震診断及び耐震

改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い数値であること。

(12) 衛生的な調理設備、便所及び沐浴設備を有し、保育室等と簡単に入出りできないように区画されていること。なお、便所は、乳幼児が安全に使用できるものであること。

(13) 職員の執務のための事務室及び医務室等を設けること。ただし、やむを得ず事務室の一部を医務室とする場合は、カーテン等で仕切り、乳幼児が静養できるスペースを確保し、衛生面の管理を徹底するものとする。

4 事業所を設置することについて、周辺住民への説明を行い十分な理解を得られるよう努めるものとする。

5 保護者による乳幼児の送迎に際して、自動車等の駐車場についても配慮するよう努めるものとする。

第3章 認可

(事業実施者の申込み及び認可)

第5条 市長は、事業実施者の募集を行い、次の各項に規定する手続により認可を行うものとする。ただし、当該募集は、市内の保育需要の状況等を踏まえ、地域を限定して行うことができる。

2 事業実施者として認可を受けようとする者は、習志野市小規模保育事業設置認可申請書(別記第1号様式)に別表第1に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、申請事業者が遵守すべき関係法令等の規定に従って審査し、認可に当たっては、法第34条の15第4項に基づき、あらかじめ習志野市福祉問題審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、当該申請を認可するときは小規模保育事業所設置認可通知書(別記第2号様式)により、認可しないときは小規模保育事業所設置認可不承諾通知書(別記第3号様式)により通知する。

(認可の取消)

第6条 市長は、前条第4項の規定により認可を受けた者が、法若しくは法に基づき発する命令又はこれらに基づいてなす処分違反したときは、認可を取り消

すことができる。

(休止又は廃止)

第 7 条 事業実施者は、小規模保育事業の運営を廃止又は休止しようとするときは、遅くとも 1 年前までに市長と事前協議を行わなければならない。

2 前項の事前協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 廃止又は休止の理由
- (2) 廃止又は休止の期日等
- (3) 保護者への説明
- (4) 乳幼児の新たな受け入れ先

3 事業実施者は、第 1 項に定める事前協議後に、小規模保育事業を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止の日の 1 月前までに小規模保育事業所休止・廃止承認申請書(別記第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請を承認するときは小規模保育事業所休止・廃止承認通知書(別記第 5 号様式)により、承認しないときは小規模保育事業所休止・廃止不承認通知書(別記第 6 号様式)により事業実施者に通知する。

(経営責任者及び幹部職員の変更の届出)

第 8 条 事業実施者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、別表第 2 に掲げる必要書類を添えて、小規模保育事業所変更届(別記第 7 号様式)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (2) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (3) 経営の責任者又は福祉の実務にあたる幹部職員

(変更の届出)

第 9 条 事業実施者は、次に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から起算して 1 月以内に、別表第 2 に掲げる必要書類を添えて、小規模保育事業変更届(別記第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称、種類及び位置
- (2) 第 5 条第 2 項の規定に基づき提出した法人を証する書類の内容

2 前項各号の変更のうち、事業所の位置の変更は、保護者全員に説明し了解が得られ、既に利用している乳幼児が移転後も引き続き通うことができ、認可を

受けた保育内容が引き続き確保される場合に限り行うことができるものとし、当該変更にあたっては、あらかじめ事前に市長と協議を行った上で届出を行わなければならない。

第4章 定員

(定員)

第10条 小規模保育事業の利用定員は、6人以上19人以下とし、事業実施者は、事業所ごとに0歳児及び1歳児以上に区分して利用定員を定めるものとする。

2 事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における保育に対する需要の増大への対応、虐待等による乳幼児の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5章 職員

(職員の配置)

第11条 事業所には、乳幼児に対し、適切な保育を提供することができるよう、施設長、保育に従事する職員、調理員及び嘱託医を配置し、職員の勤務体制を整備しなければならない。ただし、次に掲げる場合には調理員及び嘱託医を配置しないことができる。

(1) 調理員については、第27条第2項に規定する搬入施設において、食事を調理及び搬入し提供する場合

(2) 嘱託医については、事業所を利用する乳幼児の健康診断や健康管理に関する相談等の支援を第28条第1項に規定する連携施設において行う場合

2 施設長は、次に掲げる要件を全て満たすよう努めるものとする。

(1) 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、事業所の運営管理の業務に専従する者であって、保育士の資格を有し、直接乳幼児の保育に従事することができる者であること。

(2) 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

3 保育に従事する職員の数（以下「配置基準上保育者数」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 0歳児 おおむね3人につき1人

(2) 1歳児以上3歳児に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 3歳児以上4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人

(4) 4歳児以上の児童 おおむね30人につき1人

4 配置基準上保育者数に対する必要な保育士の割合は、次に掲げるとおりとする。ただし、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(1) 小規模保育事業A型 全員

(2) 小規模保育事業B型 配置基準上保育者数 $\times 1/2$ （小数点以下四捨五入）以上

5 嘱託医には、小児科医又は内科医及び歯科医を配置することとし、各医師とは書面にて契約を締結するものとする。

（常勤保育士の割合）

第12条 事業所においては、保育に従事する職員のうち、原則として6割以上を常勤の保育士（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者をいう。以下「常勤職員」という。）とするものとする。

2 保育に従事する職員として、短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満の勤務をする者をいう。）を充てる場合において、短時間勤務の保育士の勤務時間を合算した時間が常勤職員の勤務時間数を超えるときは、当該短時間勤務の保育士を常勤職員として換算することができる。この場合において、常勤職員の換算数は、次の数式により算出する。この場合において、小数点以下の端数を生じたときは、小数点第1位を四捨五入する。

就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育士の1か月の勤務時間数の合計 \div 就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

3 開所時間の始期及び終期の前後の時間帯で乳幼児がごく少数となる場合は、必要最小限度の時間の範囲内で、事故等の緊急対応、異年齢への配慮その他適切な運営体制の確保のために、保育に従事する職員を保育士1人とし、かつその他の職員を1人配置するものとする。

（非常勤職員の配置）

第13条 事業所のうち、保育標準時間認定子ども（保育必要量が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）と認定された子どもをい

う。)が利用する事業所については、第11条各項の規定に加えて非常勤職員として小規模保育事業A型にあつては保育士、小規模保育事業B型にあつては保育従事者を1名配置するものとする。

- 2 前条に定めるもののほか、事務作業のため、非常勤の事務職員を配置するものとする。ただし、施設長が兼務する又は業務委託をする場合はこの限りでない。

(保育従事者)

第14条 小規模保育事業B型の保育に従事する職員は、保育士のほか、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事又はその他の機関が行う研修を含む)を修了した保育従事者とする。

- 2 市長は、前項の市長が行う研修を修了した者に対し、習志野市保育従事者研修修了証書(別記第9号様式)を交付する。

- 3 市長は、市長が指定する都道府県知事又はその他の機関が行う研修を修了した者については、研修内容及び研修を修了したことが確認できる書類をもって、保育従事者とする。

第6章 保育内容等

(開所日)

第15条 事業所の開所日は、原則として次に掲げる日を除く毎日とする。ただし、事業所の管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(保育時間等)

第16条 保育時間は、保育短時間認定子ども(保育必要量が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。))は午前8時30分から午後4時30分まで、保育標準時間認定子どもは午前7時から午後6時までを原則とし、乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して、事業者が定めるものとする。

- 2 開所時間は、午前7時から午後7時の12時間とする。

(保育内容等)

第17条 実施事業者は、保育を行うに当たっては、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、習志野市就学前保育一元カリキュラムを参考に、保育所保育と異なる小規模保育独自の保育内容に留意して行わなければならない。

2 事業者は、前項の保育内容に基づく保育の提供に当たって乳幼児の発達段階に応じた「保育の計画」及び「1日の保育内容」の計画を作成し、保育を行わなければならない。

(記録の整備)

第18条 事業者は、乳幼児に対する保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、他に定めがある場合を除いてその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する保育の提供に当たっての計画
- (2) 保育に係る提供日、内容その他重要な事項の提供の記録
- (3) 第50条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保育の提供に関する保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 第36条及び第37条に規定する報告内容等の記録

第7章 事業の利用開始

(対象乳幼児)

第19条 事業所を利用することができる乳幼児（以下「対象乳幼児」という。）は、習志野市保育の必要性の認定等に関する規則（平成26年規則第44号）に基づき、保育の必要性があると認定された0歳4か月から2歳児までの者で、市長が次条第3項の規定により利用の調整及び要請を行ったものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業所は、保育の体制整備の状況その他地域の事情を勘案して、保育の必要性があると認定された3歳児以上の児童を受け入れることができる。

(利用手続等)

第20条 小規模保育事業の利用を希望する対象乳幼児の保護者（以下「保護者」という。）は、習志野市保育の必要性の認定等に関する規則第6条の規定に基づき、市長に利用の申込を行う。

2 市長は、前項の規定により利用の申込を受けたときは、習志野市保育の必要性の認定等に関する規則第8条に基づき、保護者が希望する事業所に利用の調整及び要請を行う。

3 事業実施者は、前項の規定により市長から利用の調整及び要請を受けたときは、できる限り協力しなければならない。

4 市長は、第2項の利用の調整及び要請の結果、保護者が希望する事業所の利用ができるときは、習志野市保育の必要性の認定等に関する規則第9条に基づき、保護者に通知する。

5 前項の通知を受けた保護者は、希望する事業所と保育の利用等について契約を結ぶものとする。

(利用の変更及び解除)

第21条 前条により行った申込内容に変更が生じたとき又は対象乳幼児でなくなったときは、保護者は速やかに習志野市保育の必要性の認定等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、市長に支給認定の変更を申請しなければならない。

2 事業実施者は、前項の支給認定の変更の認定の申請が、遅くとも保護者が受けている支給認定有効期間の満了日30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 事業実施者は、保護者と結んだ前条第5項の契約の内容に変更が生じるときは、保護者との間で書面により契約の変更を行うものとする。

4 事業実施者は、対象乳幼児が当該事業所を退所するときは、あらかじめ市長に報告するものとする。

第8章 衛生管理等及び食事

(衛生管理)

第22条 事業実施者は、乳幼児の使用する設備、遊具、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めなければならない。

2 事業実施者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように衛生管理に関するマニュアルを作成し、日々衛生的な環境を整えるものとする。

3 前2項の規定の運用に当たっては、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成9年児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知）に準拠するよう努めなければならない。

4 事業所には、必要な医薬品等を備えるものとする。

（乳幼児の健康管理）

第23条 事業実施者は、乳幼児に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うものとし、内科は乳児が年3回程度、幼児が年2回程度、歯科は年2回程度実施するよう努めるものとする。

2 事業実施者は、少なくとも月1回は乳幼児の身体測定を実施しなければならない。

3 事業実施者は、常に乳幼児の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための保護者との連携など適切な対応を図らなければならない。

（職員の健康管理）

第24条 職員の健康診断については、採用時及び1年に1回実施することとし、食事を調理する者及び保育に従事する者については、概ね月1回以上は検便（腸内細菌検査とする。）を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員の健康診断の実施については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）定めるところにより行わなければならない。

（乳幼児突然死症候緊急時等の対応）

第25条 事業所の職員は、保育の提供を行っているときに乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を採るとともに、必要に応じて市に当該事実及び講じた措置について報告しなければならない。

（食事）

第26条 事業実施者は、乳幼児に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法により行わなければならない。

2 食事の提供にあたっては、事業の特性に留意しながら、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）に準拠するよう努めるものとする。

3 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行い、栄養所要量並びに乳幼児の

嗜好や年齢及び発達を踏まえて変化のある献立を作成し、国が毎年度定める「日本食事摂取基準」を満たす給食内容としなければならない。

4 事業実施者は、アレルギー疾患等をもつ乳幼児には、アレルギー対応食を提供することを原則とし、適切な対応に配慮しなければならない。

5 事業実施者は、食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第27条 次に掲げる要件を満たす事業実施者は、搬入施設で調理した給食を搬入し、提供することができる。この場合においては、食事の提供について必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備(調乳設備を含む。)を備えなければならない。

(1) 乳幼児に対する食事の提供の責任が事業実施者であり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該事業所又はその他関係する施設から、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該事業実施者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 乳幼児の年齢及び発達の段階に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 前項に規定する搬入施設とは、次のとおりとする。

(1) 次条第1項の連携施設

(2) 事業実施者と同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等

第9章 連携施設

(保育所等との連携)

第28条 事業実施者は、乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、当該事業実施者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、連携及び協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

2 事業実施者は、複数の連携施設を確保することができる。ただし、少なくとも一つの連携施設は必ず市立の保育所、幼稚園又は認定こども園とするものとする。

3 事業実施者は、連携施設の設置者と連携協力を行う事項について、具体的な内容を明確にした書面を交わさなければならない。

（連携協力の内容）

第29条 実施事業者が連携施設と連携協力を行う事項は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、それぞれ当該各号に規定するものとする。

（1） 合同保育及び行事への参加に関する支援 事業所を利用する乳幼児に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流、集団活動を通じた児童同士の関係づくり、合同保育及び行事への参加に関する支援

（2） 後方支援 乳幼児の保育に関する相談、指導等の支援のほか、保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣や合同保育実施による受入れ等の支援

（3） 卒園後の受け皿としての支援 事業所を利用する乳幼児が3歳児に達した場合等、事業所を卒園する際の受け皿としての支援。なお、入所の調整に当たっては、入所の希望状況を踏まえ、市と連携施設等の間で十分に調整するものとする。

2 実施事業者は、前項各号に掲げる連携内容のほか、必要に応じて、次に掲げる事項の協力を求めることができる。

（1） 食事の提供に関する支援 事業所を利用する乳幼児に提供する食事の献立及び搬入等の支援

（2） 屋外遊戯場の利用に関する支援 事業所を利用する乳幼児に対する定期的な屋外遊戯場の開放等2歳児の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関

する支援

(3) 嘱託医による健康診断等に関する支援 事業所を利用する乳幼児の健康診断、健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

3 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の連携協力内容は、次のとおりとする。

(1) 事業所を利用する乳幼児に対して、定期的に施設を開放し、施設の入所児童との交流に関する支援

(2) 2歳児以上の児童に対する、集団活動を通じた児童同士の関係づくり等、行事への参加に関する支援

(3) 乳幼児の保育に関する相談、指導等の支援

(4) 乳幼児に提供する食事の献立及びアレルギー対応方法等の提供の支援

(5) 事業所を利用する乳幼児に対する定期的な屋外遊戯場の開放等2歳児の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関する支援

(市の支援体制及び指導)

第30条 市は、保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、必要な援助及び指導を行うため、必要に応じて事業所を訪問するものとする。

2 事業所を利用する乳幼児が3歳児に達し卒園する場合は、当該児童が卒園後も引き続き、円滑に教育及び保育を受けることができるよう、市が責任をもって当該児童の受入れ先を確保しなければならない。

第10章 事業実施者の遵守事項

(乳幼児の人権)

第31条 事業実施者は、乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない。

2 事業所の職員は、乳幼児に対して、虐待、その他乳幼児に身体的苦痛を与えたり、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

3 事業実施者は、虐待の早期発見及び虐待の疑いがある乳幼児を発見したときの対応について、体制を整備するものとする。

4 事業実施者は、乳幼児に対し懲戒（法第47条第3項に掲げる行為をいう。）に関して乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(賠償責任保険)

第 3 2 条 事業実施者は、事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入しなければならない。

(苦情への対応及び解決)

第 3 3 条 事業実施者は、その行った保育に関する乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理の仕組みを整備し、苦情処理責任者及び苦情受付担当者を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項に規定する苦情処理の仕組みを整備したときは、保護者等に必ず周知しなければならない。

(保護者との連絡)

第 3 4 条 事業実施者は、次に掲げるところにより、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

(1) 保護者からは家庭での様子を、事業実施者からは事業所での乳幼児の様子を連絡し合うため、具体的な方法を定め保護者との密接な連絡をとること。

(2) 保護者との緊急時の連絡体制を整備すること。

(非常災害)

第 3 5 条 事業実施者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をしなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも月 1 回は行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 3 6 条 事業所の職員は、保育の提供を行っているときに乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を採るとともに、必要に応じて市に当該事実及び講じた措置について報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 3 7 条 事業実施者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定

める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業実施者は、乳幼児に対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに乳幼児の保護者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業実施者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告しなければならない。

(専門性の向上)

第38条 事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、小規模保育事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 事業実施者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するために、研修の計画を定めなければならない。

(事業所の内部規程)

第39条 事業実施者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 事業所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 習志野市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項

(12) その他事業の運営に関する重要事項

(事業所に備える帳簿等)

第40条 事業所には、職員、財産、収支及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

2 前項の場合において、職員に関する書類等として次に掲げるものを整備しなければならない。

(1) 職員の氏名、連絡先、資格を証明する書類の写し、採用年月日等を確認できる書類

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に規定する労働者名簿

(3) 労働基準法第108条に規定する資金台帳

(4) 労働基準法第109条に規定する雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類

(5) 前各号に掲げるもののほか法令に基づき事業所ごとに備付けが義務付けられている帳簿類

3 第1項の場合において、乳幼児の処遇に関する書類として、少なくとも乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第41条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業実施者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業実施者は、小学校、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者及びその他の機関に対して乳幼児に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により乳幼児の保護者の同意を得なければならない。

(関係機関との連携)

第42条 事業実施者は、乳幼児に対し適切な保育を提供するとともに、市、教育・保育施設等、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関と緊密な連携を図りつつ、乳幼児の置かれている状況に応じ、効果的に良質な保育を行うよう努めなければならない。

2 事業実施者は、保育の提供の終了に際しては、乳幼児について、教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、乳幼児に係る情報の提供その他関係機関との密接な連携に努めなければならない。

(法令遵守責任者)

第43条 事業実施者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、同法に基づく命令、この要領及び関係法令等を遵守し、法令遵守責任者(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第45条第1号の法令遵守責任者をいう。)を配置し、誠実に職務を遂行しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第44条 事業実施者は、保育の提供の開始に際しては、保護者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を記した文書を交付して説明を行い、保育の提供の開始について保護者の同意を得なければならない。

(1) 第39条各号に規定する運営規程

(2) 第28条第1項に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要

(3) 職員の勤務体制

(4) 利用者負担その他当該保護者等の保育の選択に資すると認められる重要事項

(運営評価等)

第45条 事業実施者は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第46条 事業実施者は、常に乳幼児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、乳幼児又はその保護者に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言を行うものとする。

(情報の提供等)

第47条 事業実施者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を掲示し、利用を希望する保護者が、その希望を踏まえて事業所の選択ができるように、提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

2 事業実施者は、広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第48条 事業実施者は、利用者支援事業者その他の地域子ども・子育て支援事業者、教育・保育施設等の事業者又はその職員に対し、乳幼児又は家族に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業実施者は、前項に規定する事業者等又は職員から、乳幼児又は家族を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(会計の区分)

第49条 事業実施者は、当該小規模保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(保護者に関する市への通知)

第50条 事業者は、保育を受けている乳幼児の保護者が保育の必要性を偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費（子ども・子育て支援法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。）の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付けてその旨を市長に通知しなければならない。

第11章 費用等

(利用者負担額)

第51条 事業実施者は、保育を提供したときは、市が定める利用者負担額を基本保育に係る利用料として、当該事業所の利用をした保護者に支払を求めるものとする。

2 事業実施者は、前項に規定するもののほか、保育の提供に当たり、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者から支払を受けることができる。

3 事業実施者は、前2項規定により支払を受けるほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の保育に必要なもの

(2) 保育に係る行事への参加に要する費用

(3) 事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 事業実施者は、前2項の規定による費用については、保護者に過度な負担とならないように努め、また、支払を求めるときは、あらかじめ金額の用途及び額並びに支払を求める理由を書面にて明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を受けなければならない。ただし、前項の規定による支払に係る同意については、文書によることを要しない。

5 事業実施者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に交付しなければならない。

(利用者負担額の滞納)

第52条 事業実施者が保育料を滞納している保護者に対し、支払を受けることを努めたにもかかわらず、保護者が支払わない場合において、当該事業実施者による保育に支障が生じ又は生じるおそれがあり、かつ、市が法第24条第2項の規定により事業所において保育を確保するため必要であると認めたときは、市長は、法第56条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。

(地域型保育給付費)

第53条 市は、事業実施者に対して、当該保育の提供に通常要する費用の額を勘案して国が基準により算定した費用の額から、市が定めた事業所を利用する保護者の世帯の保育料を控除した額を支払うものとする。

(地域型保育給付費の額に係る通知)

第54条 事業実施者は、市から保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知しなければならない。

(補助金)

第 55 条 市が事業者に対して実施する補助金については、市長が別に定める。

第 12 章 雑則

(警察への照会)

第 56 条 市長は、必要に応じて事業実施者が第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かについて管轄の警察に対して確認を行うものとする。

(調査及び指導等)

第 57 条 市長は、事業実施者に対し、保育内容、運営等について、帳簿書類その他必要な事項を調査し、指導を行うことができる。

2 市長は、事業実施者が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、期限を定めて勧告をすることができる。

(その他)

第 58 条 この要領に定めるもののほか、小規模保育事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条第 2 項)

		必要書類	備考
1	事業所の不動産等に関する こと	(1)事業所の地理的状況を把握する書類 (地図・案内図)	
		(2)不動産登記簿履歴事項全部証明書 ※申請日から 3 ヶ月以内に発行された原本を 添付	
		(3)不動産賃貸借契約書の写し	土地・建物の 貸与を受け る場合の み
		(4)貸主の印鑑登録証明書 ※申請日から 3 ヶ月以内に発行された原本の 副本を添付	
2	土地、建物そ の他設備	(1)建物の配置図、平面図及び立面図	
		(2)写真	
		(3)建築確認済証及び検査済証写し又はこれら に代わるもの	
		(4)代替地の屋外遊戯場についての説明資料 ①移動ルートを記載した地図の添付 ・事業所及び屋外遊戯場の所在地、駅を明示 ・移動ルートを赤字で記載 ・歩道の有無、信号の有無を記入、写真を添付 ②代替地の遊具と人員の配置 ・公園等の遊具の配置や出入口の写真を添付 ・職員配置場所の記入 ・交通量の多い時間帯の確認等	参考様式 1
		(5)連携施設との協定書・同意書等 ※連携内容を記載していること	
		(6)耐震性があることを証明する書類 ・耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済み を証する書類	

		※昭和 56 年 6 月以降に建築確認を受けた建物でない場合のみ提出すること。	
3	事業所の運営関係	(1) 運営規程 ※運営規程に記載すべき事項は以下のとおり。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 乳児、幼児区分ごとの利用定員 ⑦ 事業利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ 習志野市暴力団排除条例第 2 条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項 ⑫ その他事業の運営に関する重要事項	
		(2) 保育年間計画書	
		(3) 週間予定表	
		(4) 日課表（一日の保育内容がわかるもの）	
4	法人格等	(1) 社会福祉法人調書（社会福祉法人の場合） 又は法人概要（社会福祉法人以外）	提出資料様式 1（社会福祉法人のみ）
		(2) 定款、寄附行為その他法人の規約	
		(3) 法人登記簿履歴事項全部証明書 ※申請日から 3 ヶ月以内に発行された原本を	

		添付	
		(4)印鑑登録証明書 ※申請日から3ヶ月以内に発行された原本を添付	
		(5)児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる法人ではない旨の誓約書	提出資料様式2
5	事業者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	(1)収支予算書	
		(2)直近3か年の決算書	
		(3)預金残高証明書 ※直近1か月のもの	
		(4)株式会社等が提出する書類 ※小規模保育事業に係る区分を含めること。 ①収支計算書又は損益計算書 ②貸借対照表 ③借入金明細書 ④基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	③提出資料様式3 ④提出資料様式4
		(5)役員・評議員名簿	提出資料様式5
		(6)役員・評議員履歴書(写し)	
		(7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員又は習志野市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員でない旨の誓約書	提出資料様式6
6	職員等	(1)施設長について ①施設長選任理由書 ②履歴書写し	①提出資料様式7

		③ 資格証明書写し ④ 雇用条件通知書等写し	
		(2) 職員について ① 職員名簿 ② 履歴書写し ③ 資格証明書写し (保育従事者の場合、研修修了証明書) ④ 雇用条件通知書等写し	① 提出資料 8
		(3) 職員の研修計画	
		(4) 運営委員会について (社会福祉法人以外) ① 運営委員会規則 ② 委員名簿 ③ 履歴書写し	
		(5) 嘱託医について ① 契約書写し ② 資格証明書写し	参考様式 2
		(6) 食事の外部搬入施設・委託業者との契約書	
7	法人の規程等	(1) 経理規程 (2) 就業規則 (3) 育児・介護休業規程 (4) 給与規程・旅費規程 (5) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画 ※外部評価は実施する場合のみ (6) その他規程等	
8	関係法令等に基づく届出等	(1) 労働基準監督署関係 ① 就業規則届写し ② 時間外労働又は休日労働に関する協定写し (2) 消防機関関係 ① 消防計画作成届出書及び消防計画の写し	

		<p>② 消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書写し</p> <p>③ 防火管理者選任届写し</p>	
9	その他	<p>(1) 緊急時等における対応マニュアル</p> <p>※概ね以下のマニュアルを整備すること。</p> <p>① 不審者への対応</p> <p>② 子どもがいなくなったときの対応</p> <p>③ 子どもの傷病時の対応</p> <p>④ 食物アレルギーへの対応</p> <p>⑤ 虐待等に関する体制整備</p> <p>⑥ 感染症等に関する衛生管理</p> <p>⑦ 火災発生時の対応</p> <p>⑧ 震災・風水害等の対応（避難・消火等訓練計画を含む。）</p> <p>⑨ 安全確保のための方策</p> <p>⑩ 事故発生時及び再発防止の対応（緊急連絡網含む。）</p>	
		<p>(2) 加入している保険状況</p> <p>・現在加入している保険の状況が確認できるもの（保険証書の写し等）</p>	
		<p>(3) その他適宜必要な書類</p>	

別表第2（第8条、第9条）

提出書類	変更事由							
	建物・設備	重要事項	定員	施設長	代表者	法人格	位置	名称・種類
小規模保育事業所変更届（第7号様式）	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）							○	
不動産登記簿履歴事項全部証明書							○	
不動産の賃貸借契約書の写し	△						△	
変更前後の建物の配置図、平面図及び立面図	○						○	
運営規程		○	○					○
定款、寄附行為その他法人の規約						○		○
法人登記簿履歴事項全部証明書						○		
法人代表者の履歴書					○			
施設長選任理由書				○				

履歴書写し				○				
雇用条件通知書 等写し				○				△
職員名簿			○					○
建築確認申請書、 確認済証及び検 査証等の写し	△						○	
理事会等の議事 録の写し		○		○	○	○		○

※「△」印となっている書類については、変更事由に応じて省略可能